# 第21回政策評価審議会

- 1 日 時 令和3年1月25日(月)15時30分から17時00分
- 2 開催方法 Web会議により開催
- 3 出席者

### (委員)

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田渕 雪子委員、前葉泰幸委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員

### (総務省)

長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤大臣官房審議官、佐々木大臣官房審議官、砂山総務課長、原嶋企画課長、辻政策評価課長、花井評価監視官、野竹評価監視官、中井評価監視官、岡本評価監視官、安仲評価監視官、黒田評価監視官

#### 4 議 題

- 1 政策評価審議会の提言素案について
- 2 令和3年度以降の行政評価局調査テーマについて
- 3 政策評価審議会議事運営規則の改正について

## 5 資 料

- 資料1 政策評価審議会 提言素案
- 資料2 令和3年度以降の行政評価局調査テーマについて
- 資料3 政策評価審議会議事運営規則 改正案

#### 6 議事録

(岡会長) 皆さんお集まりのようでございます。定刻となりましたので、第21回政策評価審議会を開会いたします。本日は全ての委員がテレビ会議システムによって出席していただいております。

それでは議事に入ります。議題1は政策評価審議会の提言素案についてでございます。本 日は、前回の審議会における御議論や改めて委員の皆様から伺った御意見などを踏まえ、事 務局に作成させました提言素案について御議論いただきたいと思います。

それでは事務局からの説明をお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。資料1、提言素案につきまして御説明 いたします。

まず1ページ目、目次でございます。これまでのI、II、IIIのほかに、「はじめに」「おわりに」という構成にしております。

続きまして2ページ目でございます。副題といたしまして、「ポストコロナ新時代における」、ここで政策評価審議会で取り組みます「行政の評価への指針」ということで書かせていただいております。さらに副題といたしまして「政策改善に役立つしなやかな評価とするために」ということで原案に記載しております。ここの部分につきましては、「役立つ」と「しなやか」という2つの姿が書いてございますが、後ほど出てきます「納得できる」という部分が記載していないのではないかという御意見もあったところでございます。したがいまして、「役立つしなやかで納得できる評価とするために」ということで案を変更したいと思います。いかがでございましょうか。

次に、「はじめに」の部分でございます。社会経済の急速な変化がこれまで我が国であったところですけれども、こちらが新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化したということでございます。従来の仕組みそのものを見直して、持続可能なものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題でございます。また、政策評価制度は導入から20年目を迎えている状況でございます。

このような認識の下、今後の行政評価の向かうべき方向について審議を行ったところで ございます。こちらの提言は、組織令に基づきます総務大臣への意見として提出するものと いう位置付けを記載しております。

続きましてローマ数字の I、3ページ目、行政の評価のあるべき姿の現状認識についてでございます。まず冒頭に行政の評価の定義といたしまして、政策評価法に基づき各府省が行う政策評価や、行政評価局が政策評価法及び設置法に基づいて行う調査、である行政評価局調査としております。また、これまで審議会におきましては、各府省からアンケートですとかヒアリング等を行った上での課題認識として3点記載しております。

まず1点目といたしまして、業務のやり方が特定に形にこだわっていたこと。行政の評価

の目的は、その評価自体ではなく、政策や施策の改善に役立てていくことであるということ でございます。

2点目といたしましては、評価のユーザーたる者ということで、前回、このユーザーたる者について、国民目線という関係からどう記載するのかという御指摘があったところでございます。政策の立案者、ひいては国民ということで記載しております。そして、このような評価のユーザーたる者に役立つというような意識が希薄ではなかったかということが課題認識でございます。

3点目といたしまして、4ページ目でございます。エビデンスやデータの科学的分析の工 夫が限られているということでございます。

そうしまして、行政のあるべき姿ということで、このような課題認識を踏まえまして、具体的な取組のアイデアにつきましては、後ほど II、IIIで記載いたします。総合的な改善につながるということで、このために行政評価のあるべき姿を描いて、共有して取り組むということでございます。

4ページから5ページ目にわたりまして、しなやかな評価、役に立つ評価、納得できる評価を記載しております。こちらは前回、主体を書くべきという御指摘がありまして、その点も踏まえて書き入れたところでございます。ポンチ絵としまして5ページ目の下に記載してございます。5ページ目の真ん中のところですけれども、しなやかな評価、役に立つ評価は、行政の評価の一つの形を片側から見たものともう片側から見たものの関係、納得できる評価はその形を支える中身ということを記載しております。

続きまして6ページ目でございます。こちらは政策評価部分でございまして、Ⅱ、Ⅲにつきましては具体的な取組のアイデアということで、しなやか、役に立つ、納得できるという姿の観点から記載しております。こちらの部分につきましては政策評価課長の辻から御説明いたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻でございます。政策評価の関係について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

6ページから政策評価の改善について記載させていただいています。最初に、これまでの 政策評価の取組と課題をまとめさせていただいておりますが、政策評価は中央省庁等改革 の一環として始まり、今年1月でちょうど20年となります。当初はいろいろ試行錯誤しなが ら始まったわけですけれども、今ではやって当然と考えられるほどに定着いたしました。そ の間、各府省における様々な工夫、総務省の点検活動、そしてこの審議会での改善方策の取 りまとめなどを通じまして、政策評価の質は着実に向上してきましたが、今般、各府省ヒア リングを行ってきた中でも幾つかの課題が見えてまいりました。その課題について大きく 3点にまとめさせていただいています。

まず1点目として、評価の作業が自己目的化し、政策の立案や改善のプロセスに活用する という評価本来の目的にあった位置付けが分かりにくくなっているのではないか。

2点目は、行政事業レビューやEBPMの推進といった政策の質の改善を目指す新たな 取組との関係が整理されておらず、各府省の担当職員に作業の重複感、評価疲れといったこ とが生じているのではないか。

3点目は、平成25年に導入された目標管理型評価が標準的な評価手法として各府省で幅広く行われていますが、数値目標を定めて進捗管理することに適さないものまで行われているといったこと。また、目標による管理は既存の政策を前提に目標を定め、それを達成したかどうかの評価となるため、施策の根本的な見直しに資する情報を得にくいといった限界があるのではないか、といったことでございます。

それでは具体的な改善のアイデアですけれども、まず柱書きのところには、ポストコロナ 時代に向けて制度そのものを見直すことが必要となっており、政策評価の重点の置き方な どについて改める点が出てきているのではないか。また、取組を進めるに当たっては担当職 員のモチベーション向上の視点も重要である、といったことを書かせていただいておりま す。

そして取組のアイデアということです。 7ページ、「しなやかな評価」とするということで、まず①の施策の特性等に応じた政策評価では、目標管理型評価だけに偏るのではなく、施策の特性や改善の目的等に応じて柔軟に多様な評価を行うことができるよう、考え方を整理していこうということ。また、それと並行して実践の仕方について、例えば施策の特性等に応じた類型化や選択肢の提示、総合評価の活用方法など、今後、各府省の協力を得ながら検討を進める必要があるということ。

8ページの②の政策評価の重点化等では、必要な評価作業を合理的に行うということで、ロジックモデルの活用などにより、高次の政策目標との関係が明確になる形で目標や指標を設定していくことなどの対処方法を検討する必要があるということ。

次に、(2)の「役に立つ評価」とするためにというところでございます。①として、実務上、政策立案、実行等のプロセスの中で随時行われている政策効果等の把握・分析等の取組と、実務で政策評価という場合には政策評価書をまとめる作業だと認識されがちですけ

れども、この両者の関係を整理しつつ、政策評価の作業プロセスを見直し、政策の改善等へ の活用を重視した取組に改めていこうということでございます。

9ページの②でございますけれども、今申し上げたこととの裏返しで、実務で実際に行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表、例えば基本計画や大綱などを策定して定期的にその取組状況の点検を行うような事例ですけれども、こうした取組と政策評価の公表との関係を関連付けることなどにより、作業の重複等を防ぐことができるのではないかということでございます。併せて、内閣官房が取り組んでいる行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係についても、作業の合理化の観点も踏まえ、整理する必要があるとしております。

その下、③には、評価のユーザーのニーズに応じて評価に関する情報が提供されるよう、 そうした評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進することを記載しています。

その下、(3)「納得できる評価」とするためにということで、政策評価においてEBPMの実践が更に進むよう、ロジックモデルの活用やデータ解析等によるエビデンスの獲得・活用など、EBPMの論点について研究を深めていくこと。また、政策評価の実施に当たってデータ分析等の知見を得るため、積極的に研究者等と連携していくことを記載しております。

最後に、これらの取組のアイデアについては、今後各府省の協力を得ながら検討を深め、 実践に移していくこと。審議会としても引き続き必要な審議を行っていくこと。併せて、審 議会において各府省の担当者と意見交換を行ったり、あるいは総務省と各府省担当者との 連絡会議の活性化を図るなど、現場の実態把握や優良な取組事例の共有などに取り組むこ ととしております。

政策評価の関係は以上でございます。

(原嶋企画課長) 続きまして11ページ、行政評価局調査の充実の部分でございます。 まず、これまでの取組と課題の部分で、第1段落、第2段落が取組の部分でございます。 行政評価局調査は、行政の改善につながることを目的として行われるということでございます。そして調査テーマは、毎年度、総務大臣が定めます行政評価等プログラムの中で決まるということでございます。テーマ選定に当たりましては、行政相談ですとか管区行政評価局等の全国の調査ネットワークが集めてきた情報などから案をつくっており、審議会の意見を求めるなどによりまして、国民目線を取り入れる努力をしてきております。このような取組は今もしておりますし、更に工夫することが望ましいと記載しております。 それで課題の部分として、「しかしながら」の段落でございます。勧告という形を導くことを重視する余り、各府省や地域への迅速なフィードバックにつながっていないと。肝心な改善のアクションまで時間がかかり過ぎる例が見られます。また、勧告可能性を考慮し過ぎて、知りたい行政運営の実情を明らかにするという調査のもう一つの役割がおろそかになる向きもあるということでございます。またさらに、全国一律であることですとか、現行制度の運用の不徹底に過度に焦点が当てられまして、個別具体に迅速な対応・改善を求めることがふさわしいようなものについても、全国的に周知・徹底を求めるという勧告に結び付けるのではないかという例もあると記載しております。

取組のアイデアの部分でございます。まず(1)「しなやかな評価」の部分、2点でございます。

1点目が、評価のプロセスの多様化・迅速化でございます。12ページを御覧いただきまして、公表までは1年以内という原則を明示して、作業の迅速化を図るということでございます。また、現在、調査の流れがテーマ決定から勧告、フォローアップまで1本の流れになっているということでございます。今でも調査は1年完結を目指しているわけですけれども、「しかし」の段落ですが、実際2年を超えるものも少なくなくということ。各府省に迅速な対応を求めたり、現地への機動的な還元が難しくなっているということでございます。こういう部分につきまして、中間的な公表を含めるなど、迅速な改善に結び付けることを考えております。また、調査につきましては機動的に開始していくことを記載しております。

2点目としまして、結果の扱いの多様化でございます。現場の担当者の問題ある扱いですとか個別具体の問題が見いだされた場合、担当府省による迅速な対応・改善が図られることが期待できるときには、全体の報告書がまとまるのを待たず、当該府省へ通知というようなこと、明らかにすることによって改善が図られることもあるのではないかということでございます。

12ページの下のところ、「役に立つ評価」で3点記載しております。

ユーザーとニーズを重視した調査が1点目でございます。13ページの上のところで、地方分権や民営化が進んだ現在、現在政策を立案する霞が関と、施策を行います地方公共団体ですとか当該民営化された法人等と分離されることも少なくないということでございます。そういうことからしますと、勧告は、指導や要請による間接的な是正を求めるものにとどまることが多くなるということがございます。主体的な改善を促すようなアプローチが効果的ではないかということでございます。

2点目といたしまして、中期的な調査主題の設定でございます。1番目として行政のデジタル化、こちらにつきましては、マイナンバー・マイナンバーカードが重要ではないかということで、その活用も含めた社会全体のデジタル化が進展する中における行政のデジタル化ということで記載してございます。2番目として行政計画。3番目として行政ボランティアということで、御議論いただきました点を記載しております。なお、このような中期的に取り組むものにつきましては、来年度以降、個別テーマの中でチェックすべきものについてはチェックするような視点ということで考えております。

続きまして3点目として、14ページの③でございます。長期的な社会経済変化のトレンドの考慮ということで、30年以上も続いているような施策群があるようなときには、「はじめに」でも述べたように、制度そのものに踏み込んでいくということでございます。

(3) といたしまして「納得できる評価」の点でございます。3点記載しております。1 点目として、EBPMの更なる推進ということで、エビデンスに基礎づけられた検討を各府省が主体的に行うことを促す結論についても検討すべきであるということで、例えば有効性が乏しい施策等があった場合、政策評価をすべきという勧告をしても良いのではないかという考えに基づくものでございます。2点目として、15ページでございます。データの重視ということで、調査で集めたデータにつきましては情報を整理して、評価結果とともに公表して、活用してもらうということでございます。3点目としまして、研究者との連携を記載しております。

最後に16ページでございます。「おわりに」ということで、行政評価局が各府省の協力を 得ながら検討することを期待する。審議会としても引き続き関心を持って役割を果たして いくということを記載しております。

なお、この提言案の概要につきましては、現在事務局で作成しているところですけれども、 提言の内容を、簡単に一言で説明できるようなものを作った方が良いのではないかという 御意見も承りました。次回までに事務局として、概要とは別に工夫してまいりたいと考えて おります。

説明は以上でございます。

(岡会長) 事務局の説明、ありがとうございました。

それではただいまの事務局からの説明について意見交換を行いたいと思います。どうぞ よろしくお願いいたします。発言される方は意思表示をしていただければ事務局で分かる ようになっておりますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。 牛尾委員、どうぞお願いいたします。

(牛尾委員) 発言いたします。

今回の素案を何度も読み返してみましたけれども、非常に丁寧に書き込まれていて、良い ものができていると思います。その中で更にということで、特に行政評価が目指すべき姿の 中の、しなやかな評価についてコメントさせていただきたいと思います。

今回、審議会あるいはヒアリングにおいては、現状認識の第1点にあるように、現在の業務のやり方が特定の形にこだわっているために、結果としては政策評価本来の目的を必ずしも達成していないのではないか、あるいは急速な環境変化への対応に支障が生じているのではないかということが非常に大きくクローズアップされたと私は考えています。それに関して2点述べたいと思います。

まず1点目ですけれども、行政評価の目的が政策や施策の改善に役立てることであると 考えるならば、各府省の担当者の主体的な改善を促すことによって行政をより良くしてい くことも大切であると思います。またその方が改善のスピードも速まるのではないかとい うことも言えます。行政評価局の仕事としては、勧告すべきものは勧告すべきではあるので すが、勧告以外の方法も視野に入れて、より柔軟でしなやかな評価の在り方を目指すことを 期待しております。

ヒアリングの中でもいろいろ出てきましたけれども、現在では行政上の不備があれば、各 府省も自ら迅速に改善していることもありますし、必ずしも勧告という形だけにこだわる 必要もないのではないかと思います。これが1点目です。

2点目は、各管区行政評価局の役割や重要性について、私はこれまで何度か指摘しておりますけれども、特に素案の12ページの②調査結果の扱いの多様化の部分について述べたいと思います。現場における迅速な改善を重視した扱いをバリエーションに加えるということが書いてありますけれども、これは何も本省だけに限らず、各管区行政評価局も同じことで、行政評価局全体として改善に向けて柔軟に、また役に立つ評価に取り組んでいただきたいと考えています。

最後になりますが、今後の審議会の運営について一言触れたいと思います。素案の16ページの「おわりに」の部分に記載されていますが、審議会が今後の具体的な取組の中に位置付けられて、その役割をしっかりと果たしていくことが重要となっています。また、現在は新型コロナによって難しい状況にはありますけれども、そのときどきの状況に応じて審議会自体としても現場ヒアリング等も行って、行政評価のあるべき姿の実現に向けて更に積極

的にコミットしていくことが重要であると考えています。

以上です。

(岡会長) 牛尾委員、どうもありがとうございました。貴重な御意見を頂きました。事 務局からコメントを求めますので、よろしくお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。牛尾委員、御指摘ありがとうございま す。丁寧な記載ということ、ありがとうございます。

まず1点目で、施策の改善の中で勧告にこだわることなくという御指摘がございました。 今後、勧告すべきものは勧告するものとして、事前段階で公表して、主体的改善を図られる ようなものにつきましては勧告以外の方法でということで、施策を良くしていくためにど うするか、どのような方法があるかということにつきまして、検討して具体的に取り組んで まいりたいと思っております。

また、本省も管区行政評価局も全体として柔軟で役に立つ評価をすべきという御指摘も ございました。例えば実際の調査をしております管区行政評価局が調査した段階で公表す ることによって、行政が良くなるようなものもあるのであれば中間段階で公表するなど、柔 軟に取り組んでまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。それでは続きまして前葉委員から御発言の意思が 届いております。前葉委員、よろしくお願いいたします。

(前葉委員) 会長、ありがとうございます。

私は、3ページの一番下の4行についてこのように整理していただいたということで、この文章で結構かと思いますので、短いコメントだけさせていただきたいと思います。

この評価が誰にとってしなやかで役に立って納得できるのかということで、随分議論を 前回までの審議会でされたわけでございますが、最終的にこの「役に立つ」の部分が、特に ユーザー、評価を誰が使うのかというところに議論が集約されたように思っております。

政策の立案者が基本で、ひいては政府の様々な取組に関して情報を求める国民と定義していただきましたので、これではっきりしたのではないかと思いますが、やはり基本はプロである政策の立案者、それぞれの専門部署が評価のユーザーとしてはまずはフォーカスされるべきだと私も思っております。

国民というのは、私ども市町村で例えば市役所が市民に直接行政サービスを提供する立場、つまり市民は受け手になるような場合とは違って、「情報を求める」と書いていただいたので、そこはそのように関心のある国民ということになろうかと思います。そういう方々

が評価のユーザーになるわけですけれども、それも何らかの政策について評価をされた 方々、公務員、プロ、官僚、役所とは少し並列ではなくて、言わば直接的な受け手ではない のだけれどもその先にいる存在のような、そのような位置付けがよろしいかと思いますの で、「政策立案者及び国民」とは書かず、「ひいては」と書いていただいているのは、その辺 り随分御苦労いただいて表現していただいたのだと思います。この案でぜひそのようなこ とまで含んだ案、文章だと理解させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。今の点については事務局からよろしいですか。 (原嶋企画課長) はい。

(岡会長) では、ほかの方いかがでしょうか。

田渕委員から御発言があります。よろしくお願いします。

(田渕委員) 私からは、前回の審議会で森田委員からあった御発言と素案について1点、 コメントさせていただきたいと思います。

前回の審議会で森田委員から、私がこれまで発言してまいりました'国民の視点'について御発言があったかと思います。議事録によりますと、森田委員の御意見は、国民の視点というのは、国民がどの程度それによって課題が解決されたと認識されたかということで、それをそのまま政策の評価としてしまって良いか、という内容であったかと思います。

私としましては、そうした意味合いで国民の視点と申し上げたことはないと認識しているところです。政策を立案・見直しをするに当たって、評価というものは既存の政策ありきではなく、政策の目的を達成するために国民にとって何が最適か、それを考える思考のツールだと思っております。その時の考え方、思考の観点、それを国民の視点、国民の立場に立ったということで申し上げてきたつもりでおります。

前回、オンラインで内容が少し聞きづらいところがありましたので、今回、議事録を確認 させていただいて、改めてコメントさせていただきました。

もう一点、素案についてですが、こちらは簡単にコメントします。

あるべき姿についてですが、その順番です。今は、しなやかな評価が①、役に立つ評価が ②、③で納得できる評価という順番になっているかと思います。この3つの観点で評価され るのは非常に分かりやすくて、よく整理されていると思います。

ただ、提示する順番ですけれども、私は、役に立つ評価が①で、②がしなやか、③が納得できるの方がしっくりくると思っています。「はじめに」のサブタイトルも、役に立つが最初に来ていたかと思います。役に立つ、しなやかで、納得できる評価ということですので、

まず最初に役に立つというものがあって、そうするためにはしなやかな評価が必要であって、それを補完するということで納得できる評価、という形が私としてはしっくりくるということです。いろいろ御意見あろうかと思いますので、最終の取りまとめに当たって御検討いただければと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。ただいまの点について事務局からコメントありま すか。どうぞ。

(原嶋企画課長) 田渕委員、御指摘ありがとうございます。

役に立つ・しなやかな・納得できるの順番ではないかという御意見でございました。現在、このしなやかなを冒頭に書いてございますのは、時間の流れを踏まえた、柔軟な評価をして、役に立つようにするという順番で置かせていただいております。しなやかなというものが一つのキーワードということでございますので、このような順番に現在置かせていただいているところでございます。

事務局からは以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。今の田渕委員の提案ですが、これから最終案をまとめていく中で検討していく価値はあると私も思います。田渕委員も触れられたように、役に立つ・しなやか・納得という順番について、大きな構成として原案でいくのか、この順番を変更しても大きく変わらないのか、その辺りも含めて引き続き検討していただければと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは時間の関係もございます。事務局からは本日の会合に先立ちまして、委員の皆様の意見を聞きながらこの素案をまとめたと承知しております。また、本日の議論を聞いていても皆様のお考えがおおむね盛り込まれた案になっているとも、私自身、受け止めました。

更にお気づきの点は次回の会合までに事務局にお伝えいただければ、事務局からの報告を受けて、必要に応じて私の方でも議論させていただきたいと思います。いずれにいたしましても、今期の審議会の活動の区切りとなる次回の会合において、皆様の意見を踏まえた最終案としてまとまったものを事務局に示していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議題1につきましてはここまでとさせていただきます。

続きまして議題2に移ります。前回の審議会では、行政評価局が検討している主な調査テ

ーマ候補について説明を受けたところでございます。本日はその後に追加された調査テーマ候補を含め、令和3年度以降の行政評価局調査テーマについて事務局から説明を頂き、調査テーマを検討するに当たって考慮すべき論点や、調査テーマに関わる調査の視点等について、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと思います。

それではまず事務局からの説明をお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。

資料2「令和3年度以降の行政評価局調査テーマについて」を御覧ください。1ページめくっていただきまして、3年度に実施する調査テーマ検討候補です。個別の内容につきましては担当の監視官から御説明いたします。アスタリスクの付いておりますテーマ候補につきましては、2年度に実施予定であったものが新型コロナウイルス感染症の関係で調査できなかったもの、例えば学校にはコロナ対応で調査に行けなかったというようなこと、また自衛隊の災害派遣が続いたということで、3年度に繰り越すものでございます。後ほど、このアスタリスクを付したものを除きまして御説明いたします。

全体ですけれども、まず冒頭に、政府職員の情報セキュリティ教育でございます。こちらは提言案の中でデジタル化の指摘がございましたので、今年度から調査に着手しておりまして、今後も取り組むテーマでございます。

その次に、自衛隊の派遣から陸閘の管理までの4テーマについてが、災害の関係でございます。こちらは災害が頻発しており、自衛隊の災害、農業の関係もございました。災害時の道路啓開ということで、今回の雪害の関係もございました。また水害もあったということで災害関係が4つ。

その次の、不登校、ひきこもり、一人暮らし高齢者、生活困窮者というものが、共生関係ですとか弱者の視点でございます。子供の関係、高齢者の関係、もう少し幅広い範囲の関係ということでございます。

指定管理者、墓地行政、補助金の関係が時代の流れということで、制度的なものの関係で ございます。

また、スマート農業、外国人の日本語教育の2点がその他ということでございます。

提言で言われております中長期的に取り組む内容につきましては、例えばデジタル化の 関係や行政ボランティアの関係などにつきまして、個々の調査テーマで見ることにしてお ります。

それでは個別の内容につきまして、担当の評価監視官から御説明いたします。

(黒田評価監視官) 復興、国土交通担当の黒田でございます。よろしくお願いします。

資料の2ページを開いていただきたいと思います。政府職員に対する情報セキュリティの教育ということでございます。先ほども原嶋から話がございましたが、行政のデジタル化ということで、セキュリティ、サイバーセキュリティに関してはその基礎になるものでございますので、そういったところの調査を手がけていきたいということで着手し始めたところでございます。

政府におきましてはセキュリティ・IT人材の育成方針ということで取り組んでおりまして、その中で職員の教育もしっかり行っていくということでございます。まずは手始めに政府職員の一般的な日常業務における情報セキュリティの水準の向上を課題ということで、標的型攻撃メールの対策等について実態把握をしていこうということで実施しております。今現在、内閣サイバーセキュリティセンターとIT戦略室とも協力して調査しておりまして、これからもセキュリティに関してはIT関係の調査として継続的に行政評価局としては取り組んでいきたいと。今後、高度な内容ということもございますので、職員自体の練度も上げて対応していきたいと思っているところでございます。

(花井評価監視官) 内閣、総務等担当の評価監視官の花井と申します。どうぞよろしく お願いいたします。

1ページ飛びまして4ページを御覧ください。農業分野における災害復旧の迅速化ということで、近年、50年に1度と言われながら毎年のように台風や豪雨、それから地震等の大規模な自然災害が多発しております。直近では令和元年の台風19号や同年9月の北海道胆振東部地震が思い出されます。大規模な自然災害が発生いたしますと、道路や河川といったライフラインのみならず、農地や農業用施設、これはため池や水路、農道などを含みますが、これにも甚大な被害を及ぼします。

農地や農業用施設が被災した場合、その復旧に要する期間は、ライフラインが被災した場合と比較して長期化する傾向にあります。これはまず人命救助、それからライフラインの復旧、そして都市機能の復旧、それから農業関係の復旧という流れが一般的だと思います。例えば発災から約3年後にどれだけ農地等が復旧したかという状況を見ますと、平成28年4月に発生した熊本地震では約6割、平成29年7月に発生した九州北部豪雨では約3割となっています。

この復旧に向けた取組は基本的には被災市町村が応急仮工事、被害状況の把握などを行い、農林水産省や都道府県がこれを支援することから始まります。このような被害状況の把

握や復興工事に向けた取組は、農業土木や復旧後の将来を見据えた営農の専門家の支援が不可欠です。しかし、これらの専門家のマンパワー、人的資源には限りがあります。そこで、ICTを活用した被害状況の把握や補助申請等の業務プロセスの見直しにより、迅速な復旧につなげたいと考えております。これが本調査の狙いです。

ICTにつきましてはドローンやセンサーだけでなく、人工衛星による被害状況の把握、これは近年AIによる画像解析も行われているようですが、こういったICTの話。それと、行政事務の面からは補助申請手続のシステムによる効率化・合理化といったことも視野に取り組みたいと思っております。これらは本日の提言案の中にありますデジタル化という視点も組み入れた調査の一つになります。

最後に、これは余談になりますが、以前、私が宮城県亘理町のいちご団地を訪問したことがございまして、その亘理町は東北一のイチゴ産地を形成しておりました。御案内のとおり東日本大震災で壊滅的な被害を受けまして、作付面積が被災前のたった5%にまで減少してしまいました。その後、栽培施設を団地状に整備して奇跡の復興を遂げたのですが、その復興の中心になられた地元の方がおっしゃられた言葉が今でも私の記憶に残っております。それは、「衣食住ではなく、衣食の次は仕事、営農です」とおっしゃった言葉です。その方はほかの農家の方々と一緒にイチゴ栽培のビニールハウスに寝泊まりしながら復旧に取り組まれておりました。今回の調査はそのような思いの農家の方々のお役に立てればという気持ちで取り組みたいと思っております。

以上です。

(黒田評価監視官) 続きまして、5ページの災害時の道路啓開について御説明させていただきたいと思います。

災害時の道路啓開につきましては、平成26年に災害対策基本法が改正されまして、道路管理者が放置車両について撤去できるという法律改正が行われたところでございます。実際、その後もこの基本法に基づく指定が行われて道路啓開等が行われているわけですが、地方公共団体におきましては、実際に道路啓開を行う際に備えが本当に十分なのかという課題が出てきているところでございます。様々な担当者、関係者が絡む業務でございますので、そういったところの連絡が十分に行き届いていないなど、そういったことが生じているところもございます。

また、最近の年末の大雪の関係では、かなり道路で立ち往生したということもございますので、当初は大震災、震災等を念頭に調査できないかとは考えておりましたが、今回の雪害

の関係についても少し念頭に置きながら調査できればと思っているところでございます。

また、調査の際には、道路啓開に当たっての情報入手の在り方であるとか、実際に道路が停滞したときにどういう情報を出して地域住民等に知らせていくか、さらなる停滞が起こらないようにするためにはどうしたら良いのかという視点もしっかり見ていきたいと思っております。今の制度が実際に備えとして十分機能するか、効率的に機能するかという観点から、審議会の委員の皆様の御指摘のチェックポイントも踏まえて調査してまいりたいと思っているところでございます。

次に6ページ目の陸閘の管理につきまして御説明させていただきたいと思います。

陸閘につきましては、資料の6ページに制度と現状について説明を書いてございます。陸 閘につきましては、堤防を切って設けられた河川の出入口を閉鎖する門のことでございまして、洪水の時には閉鎖して堤防として機能するものでございます。この陸閘につきましては、岡山県倉敷市真備地区での水害が起こったときに、陸閘の管理や操作が十分ではなかった点があり、被害が大きくなったのではないかという指摘もされているところでございます。

そのような観点から、陸閘の実際の操作であるとか管理状況の実態把握をまずはしていきたいと思っております。さらに陸閘は昔からある河川の管理施設でございまして、地域の住民が操作して避難するとか、地域の自治会が操作して管理しているという実態もあると聞いておりますので、今の少子高齢化の中で地域住民がどれだけそういった防災の担い手として機能しているのかどうか、社会の変化を踏まえて、河川防災のために役立つような管理であるとか訓練が行われているのかという視点で調査、実態を見ていきたいと思います。以上、防災関係ということで、そういう視点で調査できればと思っているところでございます。

(野竹評価監視官) ページ1つ飛ばしていただきまして、8ページを御覧ください。私は法務、外務、経済産業等担当をしております野竹と申します。よろしくお願いいたします。私からは、一人暮らしの高齢者に対する見守り活動について御説明させていただきます。こちら、冒頭にも書いてありますとおり、65歳以上の高齢者の方で一人暮らしの方の数、割合は年々増えておりまして、当面そういった傾向になっていく予測になっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、昨年5月には南相馬の災害公営住宅にお住まいの方が2か月間気付かれないまま孤独死していた事案があるということでございました。この原因としては、やはり感染症の影響で住民活動が停滞したことで、対面での見守り

が制限されることが発見の遅れの原因になっていたのではないかということが言われております。

左下の枠囲みに書いてありますとおり、政府としては従来からこういった高齢者の方々の生活を支えるために、住み慣れた地域でそういったことができるようにいろいろ行っていこうということになっていましたし、この感染拡大局面におきましても、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の中でもしっかり支援していくことを位置付けまして、厚生労働省といたしましても、ここに書いてあるような電話等による見守りであるとか、関係者と協力した支援ということを再構築していくことなど、こうしたことを事務連絡で現場に通達した後、そのほかにも事例集のようなものもホームページにまとめて公表しているということがございます。

ただ、実態を考えてみますと、例えば右側の枠の中の2つ目にありますけれども、電話での見守りはなかなか詐欺を警戒して応答しないなど、そういったことも想定されるところもございます。そういったことも考えていきますと、冒頭のリードのところの3つ目の丸に書かせていただきましたけれども、こういった見守りが制限される中で、今後どのように効果的に実施していくのかということを考えたときに、実態をきちんと把握した上で、それをICT、感知機能センサーみたいなものを自宅に取り付けて、それで安全を確認するなど、そういった取組、実証実験なども始まっているようでして、そういったICTの活用事例等も含めて調査して、課題を整理してまいりたいと考えております。

こちらについては以上です。

(安仲評価監視官) 続きまして、厚生労働等担当の安仲と申します。よろしくお願いいたします。

資料は9ページでございます。生活困窮者の自立支援対策ということで、そこに書いてございますように、失業ということで職を失った、あるいは病気や家族の介護でより収入が低い仕事に変わらざるを得なかった、あるいはきちんと家計の管理ができないで借金が膨らんでいる、あるいはずっとひきこもりでいる、などいろいろな理由で生活困窮に陥るあるいは陥っている方がいらっしゃいます。

その下、支援制度と言いますのは、もともとバブル経済がはじけた後の景気低迷ですとか、 あるいはリーマンショック、こういったものを受けて、いわゆる社会保険や労働保険の第1 のセーフティネット、それから第3、最後のセーフティネットと言われている生活保護、こ の間の中間に位置する第2のセーフティネットということで、生活保護に至る前の段階で 支援を行って早期の自立を促すということで、平成27年度からスタートしたものでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で解雇や雇い止めが増えてきていると。それに伴い、生活に困窮する方々の様々な相談、あるいは住宅確保給付金の支給の申請が増加 していると仄聞しております。

この事業につきましては、資料にもございますけれども、都道府県、市、それから一部の町村のいわゆる福祉事務所の設置団体、全体で今905団体ございますが、ここが行っているわけですけれども、資料の一番下の参考にございますように、いわゆる自立相談と住宅確保給付金支給の必須事業以外の事業につきましては、地域によってかなり実施の状況にばらつきがございます。

それから、この分野につきましては行政だけでは成り立っておりませんで、NPOや各種の支援団体、いわゆるボランティアがいろいろ関与しているということで、この法律が6年を経過する中で、いろいろ現場では苦労されていることもございますので、このようなNPO、ボランティア団体の活動も含めまして現場の実態を調査しまして、課題を整理したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻でございます。連携調査、環境等担当の評価監視 官の業務も兼務しておりますので、私から説明させていただきます。

墓地行政の関係です。我が国は2010年代から人口が減少局面に転換し、多くの人が毎年亡くなる多死社会に突入しているということでございます。こうした中で、承継者がいない無縁墓地が増加する一方で、都市部においては墓地需要が増大して、墓地の安定供給が求められているということでございます。また、個人の価値観が多様化する中で、葬送の形態も合葬墓あるいは樹木葬、散骨など、様々なニーズが生じているわけですけれども、こうした新しい葬送形態について定義やルールが整備されていない状況でございます。

こうした中で、墓地行政の現場においては様々な課題が生じていると考えられますけれども、現在の墓地行政、昭和20年代に制定された墓地、埋葬等に関する法律に基づく枠組みがあるものの、こうした時代の変化に的確に対応できているのか、という問題意識を踏まえ、墓地をめぐる諸問題に対する地方公共団体における取組状況等を調査し、課題を明らかにすることが想定されているところでございます。

以上です。

(野竹評価監視官) 続きまして次のページ、社会情勢の変化への補助金等における対応というペーパーを説明させていただきます。このテーマにつきましては、もともとは委員の皆様方の中からグループ補助金につきまして問題提起いただいていたことがきっかけとしてございました。このグループ補助金につきましては、右下の枠にございますとおり、グループ形成要件が撤廃された新たな仕組みが昨年7月の熊本豪雨を受けた対応の際になされております。こういった制度的な対応がなされているものがございます。

この補助金に関しましては、当局でこれまで取り上げてきましたのは、問題への対応として不適正な執行などについて見るものになっておりましたけれども、本件につきましては、この補助金自体もともと、リード文の1つ目にもありますように、反対給付のない一方的な金銭給付ということで、いろいろ手続等設定せざるを得ないわけでして、その辺りの負担感を問題視されることはありますけれども、ある意味必要な部分でございまして、そこのバランスをいかに取っていくのかということが必要なのかなと思われます。

この点につきまして、左下の枠にありますように、今回の感染症拡大局面におきまして、 手続の柔軟化のようなことをしている事例があったり、様々な現場で工夫しながら、利用者 の視点に立った措置がされているものも見受けられる状況になっておりますので、こうい ったものは何らか利用者視点に立った取組を抽出しながら、現場での制度の見直しに参考 になるような情報をまとめていければと考えているところでございます。

以上です。

(岡本評価監視官) 農林水産、防衛担当の評価監視官、岡本と申します。よろしくお願いします。

資料13ページ、スマート農業でございます。農業の国際競争力の強化や海外展開も政府の重要な施策になっております。それを実現する上で、例えば農業人口の減少や高齢化が進む中、作業を効率化して負担を減らしていくことが一つの課題です。それからもう一つは、工業やサービス業の手法などにも倣い、農業経営を改善していくことや、おいしく高く売れる農産物を作るという高付加価値化の重要性が増しております。そのための一つの手段としてスマート農業に政府として力を入れているところです。

具体的には、資料左下の写真にあります自動トラクターですとか、ドローン、水田の水管理をセンサーによって管理することや、AIを使った経営管理など、様々な手法・手段がいるいろな農法に対して適用されています。そして、政府としてそれらを実証実験やプログラム、ロードマップの提示という形で進めているのが現状です。これらについて現在普及がど

うなっているのか、それから普及が進んでいない部分があるとすれば何が課題なのかとい うことを整理したいと思います。

先ほど御審議いただきました提言案にも盛り込まれておりますように、行政のデジタル化、ひいては社会全体のデジタル化という視点を持ってこの問題にも取り組んでいきたいと思います。資料右下に想定される課題、問題等がございますけれども、社会全体のデジタル化にも言えることとして、なぜ進まないのかというあい路を考えたときに、例えば使いたい技術とベンダーが売りたい技術とのミスマッチでありますとか、デジタルを使うための人材育成、リテラシーの強化をどう進めていくか。それから使いやすい、導入しやすい技術開発ができているのか。そのような社会全体のデジタル化に共通する切り口も含めて、しっかりと視点を持って調査していきたいと考えております。

以上でございます。

(中井評価監視官) 財務、文部科学等担当の中井でございます。

資料14ページを御覧ください。外国人の日本語教育ということでございます。これは在留外国人の数が非常に増加している状況があって、平成31年には新たな外国人材の受入れ制度が開始した中、更に令和元年6月には日本語教育の推進に関する法律が施行されて、日本語教育を地域で進めていこうという方向が示されているわけでございますけれども、実際どうなっているのかがなかなか明らかになっておりません。

幾つか聞いてみた感じでは、想定される課題として、外国人が置かれた状況・能力に応じた日本語教育を受ける機会の確保が不十分なのではないか、空白地域がかなり見られる、あるいは行政のほか、学校、企業、ボランティア等々いろいろ絡むところがあるわけですけれども、その協働が不十分なのではないかという、この辺りを仮説として立てまして、調査をしていきたいと考えているものでございます。

昨今コロナ対応の影響で、在留外国人、入国はかなり減っているということで、テーマ設定としてどうなのかというようなこともあるかと思いますけれども、中長期的な方向として外国人、在留についての政策の方向性等々変わらないのではないかということ。それからかなりの数の外国人が既に入国しているという状況。こういうことも考えながら、実際、調査設計していく段階では、その状況を十分踏まえながら考えていく必要があるかなと思っているところでございます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。

調査テーマの項目について御説明を頂きました。ただいまの説明について御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

白石臨時委員、お願いいたします。

(白石臨時委員) 詳細な御説明をありがとうございました。

どのテーマも重要だと思います。総務省の各管区行政評価局からの提案であり、それぞれ の現場でより深掘りした方が良いと判断されたテーマかと思います。

それでお願いになるのですけれども、現在、新型コロナウイルスへの対応が私たちの生活にも仕事にも、そして社会全体に影響を与えている状況があります。今後事態が動いていく 状況の中で、臨機応変に状況を踏まえた調査にしていただきたいというのがお願いです。 以上です。

(岡会長) ありがとうございました。では事務局、お願いします。

(原嶋企画課長) 白石臨時委員、御指摘ありがとうございます。

コロナ以前だけではなくて、コロナ後の状況もきちんと踏まえて調査という御指摘であったかと思います。今後、個別の調査項目を具体的に検討するに当たりまして、この新型コロナの影響を受けてどういうことになったのかということが、調査事項として立つのかどうかにつきましては検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

(白石臨時委員) ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。それでは田渕委員、お願いいたします。

(田渕委員) ありがとうございます。私から提案させていただいたテーマ3点について 確認させていただきたいと思います。

まず1点目、自衛隊の災害派遣に関してですが、昨年度実施の予定が令和3年度ということになっているかと思います。その際、これまで自衛隊で取り組んできたプッシュ型の取組の、機能しなかった事案ですとか逆にベストプラクティス、そういったものを整理することも一つ方向性としてはあり得るのではないかと思っています。災害の場面に加えて、コロナ禍でも自衛隊は大きな役割を担っているかと思います。また国民の関心も高まっていると思いますので、そういった形で取りまとめていただいて、それを情報発信していただくと、それが国民の皆様の安全・安心にもつながってくるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

2点目がスライド12の社会情勢の変化への補助金等における対応についてです。こちら は東日本大震災で被災された方々の声を基にテーマとして提案させていただいたところで す。スライドではコロナ禍における対応にも踏み込んだ整理がなされているかと思うのですが、調査の目的ですとか対象、あるいは手段、そういったものを整理して調査設計をしていく必要があるのではないかと思います。対象であれば、自然災害なのか新型コロナなのかということでもまた対応が違ってくる場面もあります。新型コロナにおいても、事業者に向けた雇用調整助成金のようなものなのか、あるいは医療機関に対しての経営支援に係るものなのかでもまた違ってくるかと思いますので、そういったところもきちんと整理していく必要があるかと思います。

先ほどの御説明で、一方的な給付であるので手続の負担感はある意味必要なのではないか、という御説明があったかと思いますが、これは非常に残念なご発言で、一方的な給付とは言っても手続が煩雑というのは耳にするところです。ですので、手続の簡素化という軸をもって整理するのも一つの方法だろうと思いますし、制度はあってもその情報が届いていなければ制度はないに等しいので、どういう補助金があるか、知っている人と知らない人に格差が出ないようにということで、情報の公平性という軸もありうると思います。

そういったものを整理した上で調査設計していただいて、その中でいろいろなテーマが 出てくると思いますので、優先順位付けをしていただいて、緊急性の高いものから調査して いただくのも方法としてはあり得るのかなと思います。

明日、災害が発生する可能性もありますし、新型コロナもこのまま収束するのかしないのか、この先も不透明というところもありますので、この部分はもし可能であればぜひスピード感を持って対応していただきたいと思います。ただ、目の前の対応に窮しているところに対しての調査に関しては、調査への対応で余計な負荷がかからないよう十分な配慮が必要になってくると思いますので、その点を踏まえた上で可能な範囲で御対応いただければと思います。

この2点に関しては令和3年度に実施していただきたいところではあるのですが、令和4年度のテーマにある防災気象情報に関してもテーマ案として上げさせていただきました。こちらは昨年、警戒レベル1から5に関して情報の提供の形を変えて改善がなされておりますので、その効果を測るということで、令和4年度以降の実施が妥当なのではないかと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。事務局、何かコメントはありますか。どうぞ。 (原嶋企画課長) それでは評価監視官、コメントがありましたら順次お願いいたします。 (岡本評価監視官) 農林水産、防衛担当の岡本です。

自衛隊の災害派遣に関する調査についてのコメント、ありがとうございます。コメント頂いたプッシュ型の取組が機能しているかどうかを含め、最近防災基本計画も大きく変わっている部分がありますので、今どういうふうに機能しているのか、あるいはしていないのかという視点を持って進めていきたいということが一つです。

それから新型コロナの関係です。まだ現在進行形の案件で、落ち着いてどこまで振り返られるのか、現場の負担にならないような調査ができるのかというのは、検討しなければいけませんけれども、どういう視点が持ち得るのか、よく考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(野竹評価監視官) 法務、外務、経済産業等担当の野竹です。

先ほど補助金の関係でも貴重な御示唆を頂きました。頂いたことも踏まえて検討を更に 進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(黒田評価監視官) 復興、国土交通担当の黒田でございます。

防災気象情報に関しましては、年末まさに国土交通省から改善の取りまとめが出たところでございますので、その動向をしっかり見ていくべきという御趣旨であったかと思いますので、その点をしっかり見た上で、調査等を検討してまいりたいと思います。

(岡会長) ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

(岩﨑委員) 岩﨑です、よろしいでしょうか。

(岡会長) 岩﨑委員、どうぞ。

(岩崎委員) 御説明どうもありがとうございました。私からは2点、コメントさせていただきたいと思います。

まず一つは政府職員のセキュリティ教育ですが、大変大事なテーマだと考えております。 政府職員、地方公共団体職員のセキュリティ分野の情報リテラシーを向上させる上での課題や、あるいは政策評価以外にもどのようなロードマップを取り入れてICTリテラシーを向上させていくべきなのか、評価後の教育手法なども含めて、迅速なアクションに結び付けられるようにぜひIT戦略室やNISCと協力して進めていただければと思っております。

また、最近ではコロナ禍で対面だけではなくオンラインが普及してきていますので、こう したツールを活用すれば、多くの職員に対してICTリテラシー、セキュリティ教育も簡易 に行えるのではないかと考えます。 また、ぜひ本件は単年度の評価ではなくて経年評価をしていただくなど、中期的あるいは 都度必要となる政策策定に貢献できるように、柔軟な政策評価にぜひ期待を申し上げたい と思います。

もう一点一人暮らしの高齢者対策について、局所的には高齢化率50%を超えるような地域も出現してきています。特に一人暮らし高齢者も増えており、この点は地方に限らず東京でも非常に大きな社会課題になってきています。御指摘のように高齢者の見守り支援は、電話だけではなく、郵便局や宅配事業者、食品の定期宅配などをする見守り事業者も増えてきております。このほか、ICT活用事例としてはホームセンサーのように多機能ICTでの見守りサービスも、家族を含め非常にニーズが広がっている一方で、実際に利用可能な価格か、申請ができる状態なのか、こうしたサービスの有無を知っているのかどうかなど、ユーザー視点で考えますと、独居高齢者には課題が多いとも感じています。利便性や接触機会、適正な価格かどうかなどといった観点から、一人も取り残さない社会を作るためにICTを活用することによって、どう独居高齢者を社会包摂していくのか。政策評価に当たっては、より利用者、ユーザー視点に基づいてぜひ行っていただきたいと思っています。

このほかのテーマも社会のデジタル化に対応したようなテーマが非常に多くなってまいりましたので、ポストコロナで大きく変化してきた社会の様式に沿って、人々のニーズや新しく活用できるようになったテクノロジーを最大限に活用して、政策評価を進めていただきたいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。事務局、どうぞ。

(原嶋企画課長) それでは評価監視官からお願いいたします。

(黒田評価監視官) 復興、国土交通担当の黒田でございます。

情報セキュリティ教育につきましては、おっしゃるとおりでございまして、まさにIT室とNISCと、政府内の人材育成という観点からまずは手始めで行っております。これからいろいろなテーマの中でもICTを活用して行政を便利にしていくという視点が増えてくると思いますので、いろいろなテーマの中でも行政のデジタル化という視点をしっかり入れていくことが重要かと思っておりますので、継続的に取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。

(野竹評価監視官) 高齢者の見守りについて私から一言申し上げます。

岩﨑委員からお話のあったとおり、非常にこの問題については様々な問題点もあります。

ICTの関係も、まさに経費の問題が確かにあろうかと思います。ただいま実証実験の段階ですので、そのことも見据えながら取り組んでいくのかなと思っております。

あと、厚生労働省でもスマートフォンのアプリなどを使いながら、電話に代わってそうい うことも行っているような話もあるようです。いろいろな事例をしっかり把握して取り組 んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員) 2点コメントです。

今回、不登校の支援や高齢者の見守り、それから自立支援対策を取り上げていただきました。社会福祉の分野では、今、問題解決のための支援というよりは、つながり続けるための支援という方向に関心が移っております。要するに特定の制度に基づいて障害者福祉ならそれに対応するということだけではなく、そもそも社会の中につながり続ける、逆に言うと孤立している人たちが増えているから、それをどういうふうに社会の中に引きとどめて支援していくのかという観点であります。

この3つの分野に関しましては、そういう新しい社会福祉の分野を評価の対象としているという自覚の下に実施していただきたいというのが1点目です。

2点目は、この3つの分野に関しましては、いわゆる地方公共団体や政府だけではなく、NPOそれから地域の様々な主体が関わってまいります。逆に言うと、従来の政府、地方公共団体を中心とした調査だけでは捉え切れないものがあろうかと思います。そういった点もよくよく調査設計の中に組み込む形で、非常に優れた情報を提供していただければと思っている次第でございます。

以上、簡単にコメントでございます。

(岡会長) ありがとうございました。事務局、お願いします。

(原嶋企画課長) 複数テーマに関係しますので、企画課長の原嶋からまとめて答えさせていただきます。

不登校のテーマなどにつきまして、つながるという支援が重要だという御指摘がございました。そのつながるという観点からも、どういうことができるかというのは検討してまいりたいということでございます。

また、NPO等も関わるということでございまして、提言の中で中期的に取り組むポイントといたしまして行政ボランティアもございますので、そのような観点からも考えてまい

りたいと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは時間も予定の時間に差しかかっておりますので、この意見交換はここまでとさせていただきます。行政評価局は、本日の審議内容を踏まえまして、行政評価等プログラムに反映させるよう作業を進めてもらいたいと思います。

それでは続きまして議題3に移ります。本改正は書面による審議を行うことを明記する ことを内容とするものでございます。

それでは事務局からの説明をお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。

資料3でございます。ただいま会長から御説明のありましたとおり、書面開催の規定を設けるものでございます。今後、先行きが不透明な状況ということもございます。また、最近のいろいろな審議会におきまして書面等の開催を明記しているところも多くございます。そのようなことから、念のため、今でもできる書面開催の規定につきまして設けるという形式的な改正でございます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見は ございますでしょうか。

特に御質問、御意見はございませんようですので、委員の皆様の御賛同を確認できたとさせていただきます。したがいまして、原案のとおり改正することといたします。

本日の審議は以上でございます。それではこれをもちまして第21回政策評価審議会を閉会いたします。本日はお忙しいところ御参加いただきましてありがとうございました。以上で閉会いたします。

(以上)